

議第36号

京都市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

京都市都市公園条例等の一部を改正する条例

(京都市都市公園条例の一部改正)

第1条 京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2 1 使用料の欄中

440	円
130	
4,800	
130	
490	

を

530	円
160	
5,800	
160	
590	

に改め、

同表2 備考以外の部分中

3,800	円
530	
4,400	
4,400	
2,100	
2,100	
1,800	
4,400	

を

4,600	円
640	
5,300	
5,300	
2,500	
2,500	
2,200	
5,300	

に改める。

3,500	4,200
130	160
1,700	2,000
130	160
3,800	4,600
7,800	9,400

(京都市大宮交通公園条例の一部改正)

第2条 京都市大宮交通公園条例の一部を次のように改正する。

別表1 利用料金の欄中

3,800	円
7,800	

を

4,600	円
9,400	

に改める。

(京都市梅小路公園条例の一部改正)

第3条 京都市梅小路公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2 利用料金の欄中

3,800	円
7,800	
1,700	

を

4,600	円
9,400	
2,000	

に改める。

(京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部改正)

第4条 京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を次のように改正する。

別表1 利用料金の欄中

3,800	円
7,800	

を

4,600	円
9,400	

に改める。

(京都市円山公園条例の一部改正)

第5条 京都市円山公園条例の一部を次のように改正する。

別表利用料金の欄中

3,800	円
7,800	

を

4,600	円
9,400	

に改める。

(京都市市民緑地条例の一部改正)

第6条 京都市市民緑地条例の一部を次のように改正する。

別表中

3,800	円
7,800	
130	

を

4,600	円
9,400	
160	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市都市公園条例（以下「改正後の都市公園条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の京都市大宮交通公園条例、第3条の規定による改正後の京都市梅小路公園条例、第4条の規定による改正後の京都市宝が池公園子どもの楽園条例、第5条の規定による改正後の京都市円山公園条例及び第6条の規定による改正後の京都市市民緑地条例（以下「改正後の指定管理公園条例」という。）に規定する利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

4 改正後の都市公園条例及び改正後の指定管理公園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料及び利用に係る料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び利用に係る料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

5 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して設置されている公園施設（使用料の額が月を単位として定められているものに限る。）に係る施行日を含む1月（当該期間における使用を開始する日（以下「特定日」という。）が施行日であるものを除く。）の使用料の上限額は、特定日から施行日の前日までの第1条の規定による改正前の京都市都市公園条例（以下「改正前の都市公園条例」という。）別表第2に掲げる額の日割りによって計算した額と施行日から特定日以後1月を経過する日までの改正後の都市公園条例別表第2に掲げる額の日割りによって計算した額との合計額とする。

6 附則第4項の規定にかかわらず、施行日前から継続して占有している物件（使用料の額が年を単位として定められているものに限る。）に係る令和7年度分の使用料の上限額は、令和7年4月及び5月（使用期間の初日の属する月が同月である場合にあつては、同月）の改正前の都市公園条例別表第2に掲げる額の日割りによって計算した額と同年6月から令和7年度中の使用期間の末日の属する月までの改正後の都市公園条例別表第2に掲げる額の日割りによって計算した額との合計額とする。

提案理由

使用料及び利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。